

## 情報公開条例に基づく公文書の開示等並びに個人情報保護法施行条例及び議会の個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等の令和7年度実施状況について

山梨県市町村総合事務組合情報公開条例第20条並びに山梨県市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例第5条及び山梨県市町村総合事務組合議会の個人情報保護条例第51条の規定に基づき、令和7年度の実施状況を次のとおり公表します。

- 1 情報公開条例に基づく各実施機関における公文書の開示等についての請求等はありません。
- 2 個人情報保護法施行条例に基づく各実施機関における個人情報の開示等についての請求等はありません。
- 3 議会の個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等についての請求等はありません。